

選挙公営制度のQ&Aコーナー



まずは選挙に立候補するための条件や供託金のことについてです！

選挙に立候補することが出来る人

- ▼大分県知事選挙
選挙当日、満30歳以上の日本国民
 - ▼大分県議会議員選挙
選挙当日、満25歳以上の日本国民で住所要件を満たす人
 - ▼中津市長選挙
選挙当日、満25歳以上の日本国民
 - ▼中津市議会議員選挙
選挙当日、満25歳以上の日本国民で住所要件を満たす人
- ※いずれの選挙でも、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者など、選挙権および被選挙権を有していない者は立候補できません。

立候補には供託金が必要です

供託金とは、選挙の立候補に際して候補者から一定の金額を預る制度のことです。選挙の結果、供託物没収点以上の票を獲得していれば返還されます(Q4参照)。

立候補に際しては、左記の額の供託金が必要となります。

- ・県知事 二百万円
- ・県議会議員 六十万円
- ・市長 百万円
- ・市議会議員 三十万円

Q1 なぜ選挙公営制度ができたのですか？

A 選挙公営制度は、お金のかららない選挙を実現することで経済力の有無にかかわらず、どの候補者にも最低限の選挙運動の機会を保障するとともに選挙の公正を確保するものです。昨今、全国では地方議会の議員のなり手不足による定数割れや無投票当選が深刻な問題となつています。幅広い市民の政治参加や議会における人材確保などの問題を解決していくことが、今後の課題であり、公営制度の導入がこの解決策となると考えます。

Q2 中津市で条例制定に至った経緯は？

A 選挙管理委員会では、来年の市議会議員選挙や市長選挙に向けて立候補しやすい環境整備を進めています。具休策としては、前回の市長選挙より実施している選挙公報の発行や、今回の選挙公営制度の拡充などです。平成4年に国政および地方選挙にお

ける選挙公営の拡大を目的として公職選挙法の一部改正が行われ、四半世紀が経過した現在、全国では9割の市区が公営制度を導入しています。また、県知事・県議会議員選挙においては、平成22年度までに47都道府県すべてで条例が制定済みです。さらに、来年3月には、公職選挙法改正により地方議員の選挙運動用ビラが解禁されます。

これまで、中津市議会の本会議での一般質問や自由討議で「経済力の有無にかかわらず立候補しやすい環境整備が必要」という多くの「ご質問・ご意見をいただき、選挙管理委員会の中でも検討や協議を重ねてきました。そして、本年6月に市議会から市長並びに選挙管理委員長あてに要望書「選挙公営制度の拡充について」が提出されたことを受け、改めて検討協議を行い9月議会での提案・可決に至りました。

Q3 議員、市長2つの選挙公営を提案した理由はなんですか？

A 選挙公営制度は、立候補しやすい環境整備を図り、有権者の政治への参加意識を高める一助とするための制度です。

そういった意味で、議員と市長共に市民が直接選挙で選ぶことや、議員、市長それぞれが市民に対して直接責任

Q5 中津市では具体的にどのような経費を負担してもらえるのですか？

A 左記表の通りになります。

公費負担対象	1枚の限度額	限度枚数
ビラの作成	7円51銭	市議選4,000枚 市長選16,000枚
ポスターの作成	1,697円	ポスター掲示場数 265枚 (予定)

公費負担対象	契約形態 (※2)		1日の限度額
	一般運送契約(ハイヤーなど)		
選挙運動用自動車 (1日1台に限る) (※1)	個別契約	自動車借上料	64,500円
		燃料購入費	15,800円
		運転手報酬	7,560円
		計	12,500円
		計	35,860円

※1 選挙運動期間(7日間)のみが対象となります。

※2 一般運送契約と個別契約の2種類があり、候補者はそのいずれかを選択します。

Q6 経費は候補者が自分で負担すべきではないですか？

A 経費を候補者自ら負担している現在の状況は、資金力のある候補者が選挙で有利になる可能性があります。志は高く有能でありながら、経済的な理由で立候補を断念される方があれば、それは市にとって大きな損失です。立候補に対する障害を取り除く方法が必要ではないかと思えます。

Q7 公費負担の対象者は？

A 公営制度に係る条例化は、公職選挙法に準じて定めることとなつています。公職選挙法では、選挙の公正や候補者間の選挙運動の機会均等、平等が重視されています。したがって、候補者の所得や資産などで公費負担の対象者を限定するようなことは、公職選挙法の趣旨から適切でないと考えます。

Q8 他にも選挙公営制度はありますか？

A すでに条例で選挙公営として定められているものは、ポスター掲示場の設置(中津市では昭和61年条例制定済み)、選挙公報の発行(中津市では平成27年条例制定済み)があります。その他、演説会の公営施設使用、通常葉書の交付、投票記載所の氏名などの掲示なども選挙公営に含まれます。



Q9 情報公開はするのですか？

A 公営制度の透明性を高めるため、市報、ホームページで誰が何にいくら使ったかを公表する予定です。これは、候補者の方にコスト意識を持って選挙公営を活用していただくことにもつながると考えています。公費負担は、公職選挙法で認められている制度であつて、市民の税金などから支出されることから、その透明性や公平性の確保が大変重要です。

Q4 すべての候補者に公費負担は適用されるのですか？

A 選挙公営制度では、すべての候補者が対象となりますが、各候補者の得票数が供託物没収点未満の場合には適用されず、選挙運動費用の全額が候補者の負担となります。

《供託物没収点》

- ◎市長選挙の場合
有効投票総数÷10
- ◎市議会議員選挙の場合
有効投票総数÷市の議員定数÷10

※次回の中津市議会議員選挙での議員定数は24です。

来年の春に、立候補予定者説明会を開催します。市議会議員選挙に立候補を予定している方は出席をよろしくお願ひします。

(日程については市報なかつ2月1日号でお知らせする予定です)



■問合先 選挙管理委員会事務局
(☎22-1111・内線591)

